

【 特 記 仕 様 書 】

第 1 章 適用

本特記仕様書は、全国都市緑化佐賀フェア（仮称）基本構想策定業務委託に適用する。

第 1 条 業務概要

業 務 名：全国都市緑化佐賀フェア（仮称）基本構想策定業務委託

業務場所：佐賀県佐賀市外

委託概要：全国都市緑化フェアの開催に向けた基本構想策定

第 2 章 業務の目的

全国都市緑化フェア（以下、フェアという）は、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として、毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典である。

佐賀県には、歴史や文化、美しい自然、豊かな食文化、地域の絆などの「本物」の素晴らしい資源がある。その資源を磨き上げる活動を通じ、自発的な地域づくりの取り組みを全国に発信することで、佐賀県らしいフェアの開催を検討している。

本業務は、フェアの開催に向け、主旨や開催意義等を理解したうえで、会場計画、事業計画及び概算事業費等の検討・整理を行い、基本構想の策定を目的としている。

第 3 章 総則

第 1 条 実施要領

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書のほか「設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）以下、共通仕様書と呼ぶ」及び関連法規、その他関係資料等により実施する。※各資料は最新版を使用すること

第 2 条 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、平成 21 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務実績を有する者とする。

・都市計画及び地方計画業務又は造園業務に対応する資格を有する技術士、認定技術管理者又は R C C M

*同種業務：全国都市緑化フェアにかかる基本構想策定業務もしくは基本構想策定支援業務

*類似業務：全国都市緑化フェアにかかる基本計画策定業務もしくは基本計画策定支援業務

第 3 条 照査技術者

照査技術者は、次の要件を満たす者とする。

・都市計画及び地方計画業務又は造園業務に対応する資格を有する技術士、認定技術管

理者又はRCCM

第4章 業務内容

第1条 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務フローや工程表等を記載した業務計画書を作成する。

第2条 基本構想の検討に必要な資料作成

基本構想策定の検討に必要な次の項目の検討・整理を行うとともに、基本構想の検討に資するための資料を作成する。

業務を進めるにあたっては、「佐賀県施策方針 2023」を参考にするとともに、特に「森川海人プロジェクト」の理念や、「自発の地域づくり」「人づくり」「交流を生み出す」といったキーワードを踏まえ、佐賀県らしいフェアとなるよう検討を行う。

(1) 開催会場の現況把握及び開催条件の整理

メイン会場、サブ会場及びその他関連会場等（以下、会場という）の候補地の現況等を把握し、基本的な開催条件（会場特性、適した活用手法及び活用課題など）を整理する。

なお、メイン会場は、県立佐賀城公園、県立森林公園及び県立吉野ヶ里公園のいずれかを想定している。サブ会場は、その他の県内の都市公園等も活用することも考えられる。

会場の展開構成、各会場の特徴を踏まえた位置づけや役割分担について検討を行う。

(2) 開催期間の検討

会場候補地の面積、気候及び花きなどの調達諸条件、県内における他のイベントなどを勘案し、開催が可能な開始時期を検討する。全国都市緑化フェアの集客能力、花壇のメンテナンス、展示・催事等の実施諸条件等を勘案し、適切な開催期間について検討する。

(3) 会場計画の整理

全体の会場構成について検討する。

各会場のコンセプト、実施事業の具体的な展開イメージを整理する。

各会場の回遊性や交通アクセスなどについて課題の整理を行う。

(4) 事業計画の検討

以下の各事業計画について、基本的な考え方及び事業展開イメージを検討する。

①開催意義、開催理念等を踏まえた事業方針及び事業計画構成を検討する。

②出展・展示計画について、次の点を検討整理し、多様な主体の参画による開催形態の条件整理を行う。

・本県におけるみどりの創出や保全及び賑わい創出に関する活動等を踏まえ、県民や事業者

等との連携を深めながら、都市緑化の推進や豊かな生活空間の形成等に寄与するための方策に関する企画・検討を行う。

③行催事計画について、次の点を検討整理し、佐賀県らしい全国都市緑化フェアの開催に向けた検討を行う。

・佐賀県の歴史や文化、自然環境を踏まえ、会場となる公園や街路樹等のみどりの資源を有効に活用した催事、展示及びイベント等の企画・検討を行う。

・企業協賛や企業主催の催事等、事業者が参画しやすいスキームに関する企画・検討を行う。

④協働推進計画について、緑の担い手等の人材育成事業や市民参加型のイベントなど、全国都市緑化フェア終了後のレガシーとしての事業継続も見据えた、県民の主体的な緑化事業への参加を促進するための事業展開について検討整理する。

⑤会場計画及び出展・展示計画、催事計画の検討を踏まえ、飲食関係計画、会場運営計画、広報宣伝計画、植物調達計画、交通輸送計画等について考え方を整理する。

⑥他都市開催フェアにおける特筆すべき取り組みの情報収集などを行い、佐賀県開催を盛り上げるための事業案について企画・検討し、基本構想に反映させる。

(5) パース図の作成

(3) 会場計画の整理に基づき、各会場におけるフェア開催のイメージパースを3枚作成する。

(6) 概算事業費算出及び来場者数試算

近年の各自治体におけるフェアの事業費構成等の分析整理を行い、佐賀県開催での基本構想段階における概算事業費を検討整理する。

全国都市緑化フェアの集客能力、本県観光客入込数等の諸条件を勘案し、会場入場者数を試算する。

第3条 基本構想懇談会の開催運営補助

懇談会の開催は3回程度を想定している。

(1) 会議資料案の作成等

会議に使用する資料案の作成（電子納品）、出席（3回程度）

(2) 議事録の作成

議事録及び議事録概要書の作成（3回程度）

第4条 報告書作成

以上の成果をとりまとめ、報告書（A4 チューブファイル等）2部、概要版2部、電子データ（CD-R等）2部を作成する。

第5条 打合せ協議

打合せは下記の段階において行うものとし、回数は5回とする。また、業務着手時及び成果

品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

・業務着手時、中間（5回）、業務完了時（成果品納入時）

なお、打合せ後には速やかに毎回議事録を作成し提出すること。

第5章 成果品

第1条 電子納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品とは、「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部）」及び国土交通省等の「工事完成図書（土木設計業務等）の電子納品要領（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R等）で2部、紙成果品を2部提出する。なお、電子納品の運用にあたっては、国土交通省等の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編（業務編）】」を参考にするものとする。
- (3) 検査帳票を電子データとする場合は「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部）」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体（CD-R等）で1部提出する。
- (4) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、検査帳票についても同様の取り扱いとする。
- (5) 電子データで提出する電子成果品及び電子検査帳票の押印（印影）の取り扱いは、電子納品ガイドラインによることとする。
- (6) 受注者は、本業務を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、業務計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議しその指示を受けなければならない。

第6章 その他

- (1) 本業務に用いる考え方や基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。
- (2) 本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議しなければならない。
- (3) 受注者は、成果品引渡し後においても、成果品の修正等の必要が生じた場合は速やかに対処しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。
- (5) 受注者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (6) 受注者は、本業務に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (7) 受注者は本事業に係る作業を履行するために個人情報を取り扱う場合は、佐賀県個人情報保護条例を遵守しなければならない。また個人情報取扱特記事項に基づき、業務を遂行すること。

(8)本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。